

櫻

けやき

第85号 2015年6月1日 発行

弁護士法人 けやき法律事務所

発行責任者/弁護士 齊藤 正俊

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

ーくらしに憲法を生かそうー

けやき雑感

日本が他国に攻撃されていないのに日本以外の第三国が他国から攻撃された場合、日本が他国を攻撃することができるといえるのが集団的自衛権の意味です。

歴代の日本政府は、憲法上許されるのは個別的自衛権であり、日本が他国から武力攻撃された場合に、この攻撃を排除するための適当な手段がない場合に、

必要最小限の実力行使ができるとする見解を堅持し、集団的自衛権の行使は憲法9条のもとでは許されないとしてきました。

安倍内閣は、解釈改憲という手法で集団的自衛権に対する歴代内閣の見解を一足飛びに超えています。目的のためならば手段を選ばないという

臭いがプンプンします。これでは、憲法の原則(立憲主義)も簡単に蹂躪されてしまうことになります。

国会では、集団的自衛権行使を前提に安全保障法制を見直すための法案審議に入ろうとしています。しかし、このような安全保障法制が見直されてしまうと、なかなか後戻りができなくなり、今こそ、集団的自衛権の行使を許さないというみなさんの声を国会に届ける必要があります。

弁護士 齊藤 正俊

撮影: 弁護士 武村 陽

A子の法律相談 特別編



「国家緊急権」って何? 災害対策を口実とした憲法改正の動きについて

最近、新聞などで「国家緊急権」というのを目にするようになったのですが、どうしてこのようになったのでしょうか?

自民党の中で、憲法改正に「国家緊急権」を手はじめに改憲しようという議論が強まっていると報道されていますね。再来年にも、国家緊急権を含む憲法改正を国会で発議しようという議論されているようです。

「国家緊急権」って、そもそも何なのでしょう?

大災害や戦争の時などに、政府が緊急事態を宣言し、国会を停止させるなどして政府に政治の権限を集中したり、国民の権利を制限したりできるというもので、「戒厳令」のようなものですね。要するに、「非常時には政府にすべてお任せしよう」というものです。現在の日本国憲法には、国家緊急権についての規定はありませんが、自民党の憲法改正草案では、98条「緊急事態の宣言」、99条「緊急事態の宣言の効果」として明文化されており、自民党は、「東日本大震災における政府の対応の反省も踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを、憲法上明確に規定」として説明しています。

東日本大震災や原発事故の時は、行政の対応が十分でなくて、被災者の支援が遅れたり物資が不足したりしましたよね。そういうことを考えると、国家緊急権は必要なのではないですか?

実は、日本では、憲法には規定はありませんが、大規模災害の時は、災害対策基本法、災害救助法などの法律で、政府が必要



な措置をとる権限を認めていまして、自衛隊の派遣や個人の権利を制限することも認められています。東日本大震災や原発事故の時に、政府の対応が十分だったのは、法制度が整っていなかったからではなく、事前の準備ができていなかったからです。例えば、福島原発事故以前には、せいぜい原発から3kmくらいのところの避難計画しか作られていませんでした。原子炉のメルトダウンといった過酷事故は日本では起こらないと考えていたからです。福島原発事故では、原発から20km、30kmの住民に避難指示などが出されましたが、事前には計画も訓練もなく、避難者の輸送・受入れ・支援などの体制が全く準備されていなかったため、大混乱となりました。お年寄りや持病を持った避難者の方が、避難中に十分なケアを受けられずに亡くなるという「避難関連死」も少なくありません。災害の事前想定と、これに基づく支援体制や準備がきちんとしていなかったから、支援の手が十分に届かなかったのです。

憲兵隊(旧日本軍の中の警察部隊)が思想家らを連行し虐殺するということまでなされました。また、第二次世界大戦前のドイツでも、憲法(ワイマール憲法)に国家緊急権の定めがありました。社会不安の中でこれが濫用され、ヒトラー率いるナチス政権の台頭のきっかけとなりました。ナチス政権は、自ら国家緊急権を利用し、独裁政治を確立して、ヨーロッパ全土を戦争に巻き込んでいきました。こうした歴史の経験から、憲法に国家緊急権の規定を定めることは、「憲法の自殺」と評価されることもあ

「災害や戦争から国民の命を守る」ために政府に権力を集中させる必要があるのだという意見は、一見するとともにものように思えますが、かえって危険が伴うこともきちんと考えなければならぬのです。では、自民党や安倍首相はどうして、緊急時に役に立つとも思えない国家緊急権を憲法に入れようとしているのでしょうか?

一言で言えば、どうしても憲法改正をしたいからという理由に尽きます。東日本大震災の直後に新聞社が行ったアンケートでは、災害への対処や防災のために権利が制限さ

れているのではないかという疑問が、その中で、権力が発動されましたが、その中で、

いくら政府に権限を与えても、それを政府が正しく使わなければ、意味がないということですね。

そのとおりです。ですから、自民党などが、災害対策のために国家緊急権が必要だというのは、そもそも筋違いの議論だと言えるでしょう。東日本大震災の被災地である宮城県や福島県では、被災者支援にあたってきた弁護士会が、東日本大震災や原発事故の経験からしても、国家緊急権を含む憲法改正は、災害対策には役に立たないという意見表明をしています。

災害についてはわかりました。日本が他の国から武力攻撃を受けたり、大規模なテロが起こったりすることを考えると、国家緊急権は必要なのではないでしょうか?

このような事態についても、災害と同じように、法律の整備がされています。武力による攻撃については、自衛隊法によって自衛隊が防衛出動をすることができ、武力攻撃事態対処法や国民保護法など、いわゆる「有事法制」の整備が進められており、政府が必要な措置を講じることができるとされています。これらの「有事法制」については、賛否が分かれ

れてもやむを得ないという回答が多数を占めたと報道されました。こうしたことから、自民党や安倍首相などは、国家緊急権については、憲法改正に国民の合意が得られやすいと考えているのでしよう。つまり、抵抗の少ない事項からまず憲法改正に道を開き、その後で、「本丸」の憲法9条などの改正を行うという戦略です。このような狙いについては、マスコミからも「あざとい手法」などの批判の声があげられています。

ちょっと聞くともっともらしいような理由で、憲法改正に踏み切ろうというのは危険ですね。

さっきお話ししたように、国家緊急権それ自身が「憲法の自殺」と評価されるような危険性を持ったものです。災害対策を口実にして、憲法を骨抜きにするような憲法改正を行おうとするのは、本当に危険です。国民的な議論が十分にされなければなりません。

私も、周りの人たちと考えていきたいと思えます。

弁護士 渡邊 純

民法(債権法)改正について

弁護士 武村 陽

今日の社会経済情勢に適合させるために現在民法改正に向けた準備が進められています。約5年の議論を経て、今年2月に法務省の法制審議会から「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」が出され、その内容が具体化してきています。3月31日には「民法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。改正案の内容は多岐にわたりますが、①約款に関する規定が置かれる、②消滅時効の時効期間が変更される、③法定利率が変更される、④個人保証の保護方針が追加・強化される、⑤譲渡禁止特約の効力が変わるなどが

主な内容です。実際に民法が改正され、発効するのはまだ先になります(仮に2015年に成立し公布されれば遅くとも2018年には施行される)が、読者の皆様の日常生活にも大きく影響してくることで、今後当ニュースではどのように民法が変わり、生活にどのように影響しているのかという観点から継続的に情報を提供していきたく考えています。



ネット関連トラブル

インターネット上の掲示板に、匿名投稿で自分の悪口が書かれてる...止めてもらうことは出来ないの？

労働問題

これってパワハラ、セクハラ？どう対処すればいいの？

憲法、社会問題

他人事じゃない？ 私たちの生活に影響してくる憲法問題
〇〇法が改正されるって聞いたけど... 私たちの生活は何か変わるの？

遺言 相続問題



自転車の場合

＼色んなお悩みお任せ下さい！＼

弁護士が講師としてお伺いします



売買契約

高額商品を買ってしまった！後悔しているけど取り消せる？

交通事故

事故が起きてしまった！どう対応すればいいの？



自動車の場合

歩行者の場合



職場などの大人数の講座から、仲間や地域の集まりなど小人数の講座まで、上記以外のテーマでもご要望にお応えしながら対応致しますので、当事務所までお気軽にお電話下さい。なお、出張講座は無料で行わせていただきます。

入所挨拶



この度、弁護士法人けやき法律事務所に入所しました、菅野菜花です。

入所してから行くこと全てが新しく、覚えることが沢山あるので、日々勉強の毎日です。一日でも早く仕事を覚えて、一人

前の事務員、そして一人前の社会人になれるように努力していきたいと思えます。

一生懸命頑張りますので、よろしくお願い致します。

菅野 菜花



弁護士法人 けやき法律事務所

弁護士 安藤 裕規 弁護士 安藤 ヨイ子 所長 弁護士 齊藤 正俊
弁護士 渡邊 純 弁護士 武村 陽 弁護士 西沢 桂子

TEL.024-933-0823 (代表)

事務所ホームページ 随時更新中
URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>
けやき法律事務所 検索



検索サイトはこちらどうぞ



お車でお越しは

国道4号線から文化通りに入って、3つ目の信号(文化センター西側)を右折